

令和 3 年度 大泉名水会 臨時総会資料

日 時 令和 4 年 3 月 2 7 日（日） 1 0 時 3 0 分より

会 場 東大泉地区区民会館 地下会議室 1 号・2 号

議事次第

(担当)

(資料頁)

【開 会】

- | | | |
|-----------------|-----|--|
| 1 定足数の確認 | 司会者 | |
| 2 議長及び議事録署名人の選出 | 司会者 | |

【決議事項】

- | | | |
|-----------------|------|---------|
| 1 規約一部改正の件 | 副委員長 | 2 頁 |
| 2 財務委員退任承認の件 | 委員長 | 2 頁 |
| 3 常任委員退任承認の件 | 委員長 | 2 頁 |
| 4 評議員選出の件 | 委員長 | 2 ～ 3 頁 |
| 5 役員(理事・監事)選出の件 | 委員長 | 3 頁 |

* 質疑応答

【閉 会】

新役員等と班長の編成紹介	委員長	4 頁
--------------	-----	-----

決議事項 1：規約一部改正の件

<改正の趣旨及び理由>

令和 3 年度委員会は、事業計画に基づき“永続し得る名水会員現化に向けての組織改革の検討・推進”に取り組んで参りました。

第 4 回定例委員会（昨年 12 月）で、組織改革ワーキング 最終報告書を審議し、その承認を決議いたしました。同報告書における検討結果である ①一般財団法人化、②一般財団法人化を視野に入れた組織改革のうち、②は現行規約の改正を伴うものです。

名水会の一般財団法人化については、先ず、一般財団法人化を視野に入れた組織改革から行っていく必要があります。

そこで、法人化に向けた第 1 段階として、現行の組織体制【総会・委員会・委員・役員・監事・常任委員】を一般財団法人化を視野に入れた組織【評議員会・評議員・理事会・役員（理事・監事）・専門委員】に変更することとし、そのための規約改正を行うものです。

なお、組織改革により、名水会の事業運営の義務を担っていた、順番制での委員制度はなくなりますが、組織改革後も会員への回覧の事務や水質検査の役割を担うものとして、班長制度を設けますので、これに関する規定を新設してあります。

<改正案>

添付資料の通り

決議事項 2：財務委員退任承認の件

財務委員については、規約改正後も存続するものですが、現財務委員のうち永縄貴之氏については、一身上の理由から退任を申し出ておられます。

財務委員は、総会で選任するものですので、退任についても総会での承認をお願いするものです。

決議事項 3：常任委員退任承認の件

常任委員については、規約改正後は、制度自体が廃止されます。

現常任委員の根津隆正氏、小島周一氏、水野宏氏ら 3 名について、規約改正と同時に退任となりますので、その退任についても総会での承認をお願いするものです。

決議事項 4：評議員選出の件

規約改正後には、当会に評議員会が設けられます。

最初の評議員については、改正後の規約附則第 2 項により規約改正を行う総会で選任することとなっていますので、下記 6 名の方を評議員として選任したいと存

じます。

柳 雅俊 丸山 徹雄 井関 順一 川島 順 町田 和昭
佐々木 佳子

決議事項 5：役員選出の件

規約改正後には、当会に役員として理事と監事が設けられます。

最初の役員については、改正後の規約附則第 2 項により規約改正を行う総会で選任することとなっていますので、下記の方を理事及び監事として選任したいと存じます。

<理事> 須藤 稔 小島 周一 根津 隆正 水野 宏 安島 敬

<監事> 神宮 孝一

以上

大泉名水会

令和4年度 大泉名水会 地区班長、評議員、役員（理事・監事）、財務委員及び職員は以下の通りです。（敬称略）

1.地区班長

○：現行委員ではない新任 △：水質検査

区	班	氏 名	備考	班	氏 名	備考	班	氏 名	備考
1	A	三井 靖子	○	B	渡辺 翼	○			
2	A	小池 千秋		B	大橋 径一		C	木村 憲夫	○
3	A	伊藤 富雄		B	京田 雅弘	○			
4	A	日高 誠		B	衣笠 雅子				
5	A	杉本 卓三	○	B	中田 信行	○	C	江端 洋光	○
6	A	佐々木 佳子		B	佐藤 賢了	○			
7	A	田島 よし枝							
8	A	小川 洋輔	○						

2.評議員

区	氏 名	区	氏 名	区	氏 名
4	柳 雅俊	1	丸山 徹雄	5	井関 順一
8	川島 順	1	町田 和昭	6	佐々木 佳子

3.理 事

区	氏 名	区	氏 名	区	氏 名
5	須藤 稔	5	小島 周一	3	根津 隆正
8	水野 宏	7	安島 敬		

4.監 事

区	氏 名	区	氏 名
8	神宮 孝一		

5.財務委員

△：預金名義人 ○：不動産所有名義人

区	氏 名	備考	区	氏 名	備考	区	氏 名	備考
4	柳 雅俊	△○	1	丸山 徹雄	○	5	井関 順一	○
8	川島 順		1	町田 和昭				

6.事務所職員

事 務 所 長 ：安島 敬

水道技術管理者：安島 敬

職 員 ：齊藤いづみ・稲村 藍・安藤三千代

以上

大泉名水会 令和3年度 臨時総会開催のお知らせ

令和4年 3 月吉日

大泉名水会 会員各位

大泉名水会 令和3年度委員長 須藤 稔

向春の候、会員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年度臨時総会を下記のとおり開催致しますのでお知らせ申し上げます。
当日はコロナウイルス感染防止対策を十分に講じる所存ですが、会員各位におかれましては、
十二分にご体調をお見極めの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、総会の準備のため、ご欠席の方は委任状を来る3月18日(金)までに各地区委員にご提出ください。

記

日 時: 令和4年3月 27 日(日)10 時 30 分より

会 場: 東大泉地区区民館 地下会議室1号・2号

き り と り 線

委 任 状

大泉名水会委員長 殿

令和4年 月 日

令和4年3月27日開催の臨時総会における一切の権限を

イ.議長

ロ.総会に出席する_____氏 に委任いたします。

(＊イ、ロどちらかに丸印の上、ロの場合は記名ください。表記の無い場合は議長に委任とみなします。)

住 所 東大泉3丁目 番 号 (第 区)

氏 名

(所属の名水会地区委員_____にご提出ください)

組織改革案の概要と規約各条項の改正理由

■一般財団法人化を視野に入れた組織改革案の概要

(1) 総会を廃し評議員会を新設

6～13名程度(名水会事業に知識、経験を有する者、その他適任の者)選任し、評議員、理事、監事の選任及び解任、予算、決算の承認、定款の改正等を行うものとする。任期は4年とする。

なお、会員は、オブザーバーとして評議員会に出席することができ、意見を陳述することができるものとする。

(2) 委員会を廃し理事会を新設

理事は、名水会の運営に適任の者を4,5名選任する。うち1名は事務所運営との連結を図るため事務所長を理事に選任する。任期は、2年とし、重任には制限を設けない。理事会により代表理事(理事長)を選任し、理事長は名水会を代表し、名水会業務の執行を統括する。

(3) 監事の役割を拡大(理事の業務執行を監査)

監事は、1,2名選任し、理事の業務執行を監査する。監事の任期は4年とする。

(4) 地区委員を廃し班長を新設

組織改革後も、班内会員間の連絡調整、回覧の実施、毎日の水質検査は必要であることから、理事会をサポートする者として班長を新設する。なお、班長は、現行の委員会の委員と異なり、名水会事業の運営の責務を負うものではない。

役割：班内会員間の連絡調整、回覧と毎日の水質検査

構成：8地区から16名を選出(回覧ルートを踏まえて班の区割りを一部変更する)

任期：2年、毎年半数を改選

■規約の各条項の改正内容及び理由

1. 第3条3項：「…その権利書は委員長が保管する。」を「…その権利書は理事長が保管する。」に改正

＜改正理由＞委員会制を廃止し理事会制への移行に伴う改正

2. 第6条：「…給水地域を8地区に分かつ。」を「8地区16班に分かつ。」、「…各地区の委員が…」を「…各地区の班長が…」にそれぞれ改正

＜改正理由＞班割の再編、班長の新設に伴う改正

3. 第9条：「…運営を分担する義務を負う。」を「…運営を支援する義務を負う。」

に改正

第9条2項：「…各地区で順番制…運営する委員…」を「…各班で順番制…運営を支援する班長…」に改正

＜改正理由＞委員会制を廃止し理事会制への移行及び班長の新設に伴う改正

4. 第10条：「…総会・委員会…委員長…委員会…」を「評議員会・理事会…理事長…理事会…」に改正

＜改正理由＞総会、委員会制を廃止し、評議員会、理事会制への移行に伴う改正

5. 第11条～16条：「第4章 会員総会」を廃止し、「第4章 評議員及び評議員会（第11条～22条）」を新設

＜改正理由＞総会、委員会制を廃止し、評議員会、理事会制への移行に伴う改正

6. 第17条～22条：「第5章 委員、委員会及び役員」を廃止し、「第5章 役員及び理事会（第23条～34条）」を新設

＜改正理由＞総会、委員会制を廃止し、評議員会、理事会制への移行に伴う改正

7. 第23条～24条：「財務委員及び常任委員」を「財務委員（第35条）」に見直し、財務委員の選出機関を総会から理事会に変更し、常任委員に係る条文（第24条）は全文削除

＜改正理由＞評議員会、理事会制への移行に伴い常任委員制は廃止するが、財団法人化までは財務委員は残置する改正

8. 第25条～26条：「第7章 監事」を削除。監事に係る規定は「第5章 役員及び理事会（第23条～34条）」に包含

＜改正理由＞監事の役割は特に変わらない、条項の整理

9. 第27条～29条：「第8章 事務所職員等」の条文中、委員会を理事会、委員長を理事長にそれぞれ改正

＜改正理由＞委員会制を廃止し理事会制への移行に伴う改正

10. 第30条～33条：「第9章 会計」の条文中、総会を評議員会、委員会を理事会、委員長を理事長にそれぞれ改正

＜改正理由＞総会、委員会制を廃止し、評議員会、理事会制への移行に伴う改正

11. 第37～38条：「第13章 補則」の条文中の総会は評議員会、委員長は理事長に見直し。

＜改正理由＞総会、委員会制を廃止し、評議員会、理事会制への移行に伴う改正

12. 改正規約附則：1項で規約改正日及び同施行日を規定、2項で改正規約施行時の評議員及び役員の一時的・例外的な選任ルールを規定

＜改正理由＞規約改正時の評議員、理事及び監事を選定するため

以上

大泉名水会 現規約と改正案対比表

令和4年3月27日

現規約(令和3年5月23日)	改正案(令和4年3月27日)	改正理由
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
(名称・事務所) 第1条 本会は大泉名水会と称し、事務所を東京都練馬区東大泉3-38-13に置く。	(名称・事務所) 第1条 本会は大泉名水会と称し、事務所を東京都練馬区東大泉3-38-13に置く。	
(構 成) 第2条 本会は本会の設置する水道を利用する者をもって構成する。	(構 成) 第2条 本会は本会の設置する水道を利用する者をもって構成する。	
(財 産) 第3条 水道事業に関する動産、不動産、その他一切の財産所有権は本会に帰属する。 2 水道事業に関する借入金その他一切の責務は本会に帰属する。 3 不動産の登記は本会財務委員の中から3名の者の名義をもってし、その権利書は委員長が保管する。 4 本会の財産等は、管理簿等により適切に管理し、当該台帳はいつでも閲覧参照できるようにするものとする。	(財 産) 第3条 水道事業に関する動産、不動産、その他一切の財産所有権は本会に帰属する。 2 水道事業に関する借入金その他一切の責務は本会に帰属する。 3 不動産の登記は本会財務委員の中から3名の者の名義をもってし、その権利書は理事長が保管する。 4 本会の財産等は、管理簿等により適切に管理し、当該台帳はいつでも閲覧参照できるようにするものとする。	1
第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的及び事業	
(目 的) 第4条 本会は、会員の日常生活に必要な家庭水を、会員相互の協力によって、会員に確実かつ安定的に供給することを目的とする。	(目 的) 第4条 本会は、会員の日常生活に必要な家庭水を、会員相互の協力によって、会員に確実かつ安定的に供給することを目的とする。	
(事 業) 第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) 水道施設の建設 (2) 水道施設の維持管理及びその運営 (3) 供給する水道水の品質の管理及び確保	(事 業) 第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) 水道施設の建設 (2) 水道施設の維持管理及びその運営 (3) 供給する水道水の品質の管理及び確保	
(地 区) 第6条 前条の事業を行うため、給水地域を8地区に分かつ。各地区内の各種連絡事項は各地区の委員がこれに当たる。	(地 区) 第6条 前条の事業を行うため、給水地域を8地区16班に分かつ。各地区内の各種連絡事項は各地区の班長がこれに当たる。	2
第 3 章 会 員	第 3 章 会 員	
(加 入) 第7条 本会の給水地域内に居住する者は本会への加入資格を有する。 2 本会の目的、趣旨に賛同し加入を希望する者は、所定の水道使用申込書を事務所に提出するものとする。	(加 入) 第7条 本会の給水地域内に居住する者は本会への加入資格を有する。 2 本会の目的、趣旨に賛同し加入を希望する者は、所定の水道使用申込書を事務所に提出するものとする。	
(退 会) 第8条 会員が本会の水道を使用しなくなった場合には、退会届を事務所に提出することにより退会する。 2 退会届を受理された者は、本会に関する一切の権利を失うものとする。	(退 会) 第8条 会員が本会の水道を使用しなくなった場合には、退会届を事務所に提出することにより退会する。 2 退会届を受理された者は、本会に関する一切の権利を失うものとする。	
(義 務) 第9条 会員は、会員規約及び決議事項を守り、給水装置及び本会所定の量水器を設置し、水道事業の運営を分担する義務を負う。 2 会員は、やむを得ない事情がない限り各地区で順番制により選出され、本会を運営する委員を2年間務めなければならない。 3 給水装置の新設・改造・修繕・撤去に要する費用は、会員自ら負担するものとする。	(義 務) 第9条 会員は、会員規約及び決議事項を守り、給水装置及び本会所定の量水器を設置し、水道事業の運営を支援する義務を負う。 2 会員は、やむを得ない事情がない限り各班で順番制により選出され、本会の運営を支援する班長を2年間務めなければならない。 3 給水装置の新設・改造・修繕・撤去に要する費用は、会員自ら負担するものとする。	3
(罰 則) 第10条 会員が本規約ならびに総会・委員会の決議に違反したとき、委員長は、委員会での決議によって、その会員に警告又は給水停止を行うことができる。給水停止処分が6ヶ月以上継続した場合には、退会届を提出したものと見做す。	(罰 則) 第10条 会員が本規約ならびに評議員会・理事会の決議に違反したとき、理事長は、理事会での決議によって、その会員に警告又は給水停止を行うことができる。給水停止処分が6ヶ月以上継続した場合には、退会届を提出したものと見做す。	4
第 4 章 会 員 総 会	第4章 評議員及び評議員会	5
(総 会) 第11条 本会に総会を置く。総会には定期総会と臨時総会がある。 (1) 定期総会は、毎年1回4月1日から5月末日までの間に開催する。 (2) 臨時総会は、監事による開催の請求があった場合、会員の五分の一以上から会議の目的及び理由を示して請求があった場合、又は委員会で開催を決議した場合、それぞれ請求又は決議があった日から1ヶ月以内に開催する。	(評議員) 第11条 本会に、評議員6名以上13名以内を置く。評議員は本会水道事業に知識・経験を有する会員、その他適任の会員とする。	
(招集手続) 第12条 総会を招集する者は会員に対して、開催日の7日前までに会議の目的である事項を書面にて通知しなければならない。 (1) 定期総会及び委員会決議による臨時総会は委員長が招集する。 (2) 監事の請求による臨時総会は、監事が招集する。 (3) 会員5分の1以上の請求による臨時総会は、会員20名を代表者として招集する。	(選任及び解任) 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会にて行う。 2 評議員候補の選任は、評議員若干名、理事若干名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名をもって構成する評議員候補者選定委員会において行う。 3 評議員候補者選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。 4 評議員候補者選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。 5 評議員候補者選定委員会の細則は、理事会において定める。 6 評議員は、本会の理事、監事又は職員を兼ねることはできない。	
(総会の議長) 第13条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。	(任期) 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	
(定足数) 第14条 総会は、会員総数の二分の一以上の数の会員の出席をもって成立し、決議は出席会員の過半数をもってこれを行う。 但し、可否同数の場合には議長の決するところによる。上記の出席数及び議決権数には委任状を含める。但し、会員でない者は会員を代理することはできない。	(評議員会の権限) 第14条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及び本規約に定める事項に限り決議する。	
(議決事項) 第15条 次の事項を決定するには総会の決議によらなければならない。 (1) 規約の改正 (2) 事業計画及び予算・決算の承認 (3) 借入金等責務の承認 (4) 監事の選任、財務委員・常任委員の選任及び解任	(評議員会の開催)	

(5) 本会に功績のあった者に対する表彰 (6) その他重要な事項 (総会の議事録) 第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 会員総数及び出席者総数(委任状による表決権行使者数を付す) (3) 報告事項と決議事項 (4) 議事の経過の概要及び決議の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、総会招集者、議長及び総会において選任された議事録署名人1名が、署名又は記名押印しなければならない。 3 議事録は、会員に公開しなければならない。	第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。 (評議員会の招集者) 第16条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。 (評議員会の招集の通知) 第17条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。 (評議員会の議長) 第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。 (評議員会の決議) 第19条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (評議員会の決議の省略) 第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。 (評議員会への報告の省略) 第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。 (評議員会の議事録) 第22条 評議員会の議事については、議事録を作成する。	
第5章 委員、委員会及び役員 (委員) 第17条 本会には地区ごとに2名選出する委員を置く。 2 各地区の委員は、その地域内の会員の順番制により選出する。 3 委員の任期は2年とし、毎年その半数を改選する。委員は連続して3選されることは許されない。 (委員会及び役員) 第18条 本会に委員会を置き、本会水道事業の運営を担う。委員会は委員と常任委員とによって構成され委員の互選により委員長1名、副委員長2名、庶務委員4名、管理委員、会計委員及び環境委員各2名、広報委員3名の役員を選出する。 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、総会の決議事項以外の委員会付議事項について審議決定する。 3 委員会は委員総数の三分の二以上の数の委員の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数による。但し、可否同数の場合には委員長の決するところによる。 (役員の職務) 第19条 前条の役員はそれぞれ次の業務を行う。 (1) 委員長は本会を代表し、会の業務を統括する。又、本会が行う借入金等について、名義人となる。 (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、予め定めてある指名順位に従い、その職務を代行する。又、本会が行う借入金等について、名義人となる。 (3) 庶務委員は議事録の作成、役員間の連絡、その他の業務を行い、委員会運営の円滑化を図る。 (4) 会計委員は本会の会計に関する業務を行う。 (5) 管理委員は水質の管理に関する業務を行う。 (6) 広報委員は本会の広報に関する業務を行う。 (7) 環境委員は本会の環境保全・防災に関する業務を行う。 (議決事項) 第20条 次の事項を決定するには委員会の決議によらなければならない。 (1) 総会報告・決議(案)事項の承認 (2) 規程・細則・内規等の制定・改廃 (3) 設備機器等の調達及び工事等の発注の承認(1案件30万円以上) (4) 職員等の任免・処遇 (5) 会員に対する警告又は給水停止 (6) 総会の決議事項以外のその他重要事項 (委員会の議事録) 第21条 委員会の議事には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 委員会開催の日時及び場所 (2) 委員総数、出席者数及び出席者氏名	第4章 役員及び理事会 (役員) 第23条 本会に、次の役員を置く。 理事 4名以上5名以内。内1名は事務所運営との連結を図るため事務所に委嘱。監事 1名以上2名以内 2 役員の選任は、評議員会にて行う。 3 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。 4 監事は、本会の理事又は職員を兼ねることができない。 (理事の職務権限) 第24条 理事は、理事会を構成し、本規約に定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。 (監事の職務権限) 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 (任期) 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。 (解任) 第27条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。 ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれを堪えないとき。 (報酬等) 第28条 理事及び監事は無報酬とする。 (理事会の職務権限) 第29条 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 本会の業務執行の決定	6

(3) 審議事項と報告事項 (4) 議事経過の概要及び決議の結果 2 議事録には、作成者及び委員長が署名あるいは記名押印しなければならない。 3 議事録は、会員に公開しなければならない。 (欠員の補充) 第22条 委員に欠員を生じた場合は、第9条、第17条、第19条の規定に従って後任者を選出する。後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。	(2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事の選定及び解職 (理事会の招集) 第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。 (理事会の議長) 第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。 (理事会の決議) 第32条 理事会の決議は、本規約に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。 (理事会の議事録) 第33条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。 (理事会規則) 第34条 理事会に関する事項は、本規約に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。
第 6 章 財務委員及び常任委員 (財務委員) 第23条 本会の財務管理を行うため、総会において選出する常任の財務委員数名を置く。 2 財務委員は、本会に帰属する不動産及び預金の登記、登録について本会を代表しもしくは財務委員の名において名義人となることができる。 3 財務委員は、必要に応じて総会の決議を経て改選する。 4 財務委員は、他の委員を兼務することができる。 5 財務委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。 (常任委員) 第24条 本会の水道事業に係る技術力及び経営力・事業運営力保持のため、総会において選出する常任委員数名を置く。常任委員は、本会役員経験者等有識者をもって構成する。 2 常任委員は、委員会に出席し提言・提案・助言する等意見を述べるができる。但し、議決権は有しない。 3 常任委員は日常的な技術課題に対応する。又、適任の常任委員は事務所職員と連携し給水設備の維持管理に係る業務を支援する。 4 適任の常任委員は委員長からの委嘱を受け事業運営全般に係る業務を支援・遂行する。 5 常任委員は必要に応じて総会の議を経て改選する。 6 常任委員は、他の委員を兼務することができる。	第 6 章 財務委員 (財務委員) 第35条 本会の財務管理を行うため、理事会において選出する常任の財務委員数名を置く。 2 財務委員は、本会に帰属する不動産及び預金の登記、登録について本会を代表ししくは財務委員の名において名義人となることができる。 3 財務委員は、必要に応じて理事会の決議を経て改選する。 4 財務委員は、他の役員を兼務することができる。 5 財務委員は、理事会に出席して意見を述べるができる。但し、議決権は有しない。
第 7 章 監 事 (選出と任期) 第25条 本会に監事 1 又は 2 名を置く。 2 監事は、総会において会員の中からこれを選出する。但し、前年度の委員長、会計委員を選出することはできない。 3 監事の任期は 1 年とし、留任することはできない。 (職 務) 第26条 監事は本会の会計及び業務を監査し、その結果を総会に報告する。 2 監事は必要により委員会に出席して発言しなければならない。但し、議決権を有しない。 3 監事は、本会の財産又は業務に関し不正の行為又は法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを自ら招集した臨時総会で報告することができる。	8
第 8 章 事務所職員等 (構 成) 第27条 水道事業運営のため次の事務所職員を置く。 (1) 水道技術管理者 1 名 (2) 職員若干名 2 事務所職員のうち 1 名を事務所長とする。事務所長は、委員会の決議により選出し、委員長が任命する。 3 委員会の決議により必要に応じて経営、技術等の顧問を置くことができる。 (職 務) 第28条 事務所職員は、委員会の定めるところに従い日常の水道事業運営に係る実地の業務を行う。 2 事務所長は、事務所業務を統括する。又、常に事業運営状況の把握に努め、委員会に出席し委員会の運営を支援するとともに、事業運営状況を報告する。 3 水道技術管理者は、水道施設の技術管理業務を担当し、水道法第 19 条第 2 項に定める業務を行う。 (1) 水道技術管理者は、委員会の要請があった場合は、これに出席し技術管理上必要な事項の説明及び報告をしなければならない。 (2) 水道技術管理者は、水道施設の技術管理上必要な事項についての意見を委員会に具申することができる。 (任免・処遇)	第 8 章 事務所職員等 (構 成) 第36条 水道事業運営のため次の事務所職員を置く。 (1) 水道技術管理者 1 名 (2) 職員若干名 2 事務所職員のうち 1 名を事務所長とする。事務所長は、理事会の決議により選出し、理事長が任命する。 3 理事会の決議により必要に応じて経営、技術等の顧問を置くことができる。 (職 務) 第37条 事務所職員は、理事会の定めるところに従い日常の水道事業運営に係る実地の業務を行う。 2 事務所長は、事務所業務を統括する。又、常に事業運営状況の把握に努め、理事会に出席し理事会の運営を支援するとともに、事業運営状況を報告する。 3 水道技術管理者は、水道施設の技術管理業務を担当し、水道法第 19 条第 2 項に定める業務を行う。 (1) 水道技術管理者は、理事会の要請があった場合は、これに出席し技術管理上必要な事項の説明及び報告をしなければならない。 (2) 水道技術管理者は、水道施設の技術管理上必要な事項についての意見を理事会に具申することができる。 (任免・処遇) 9

第29条 職員及び顧問の任免及びその処遇に関しては、委員会の決議を経て委員長がこれを行う。	第38条 職員及び顧問の任免及びその処遇に関しては、理事会の決議を経て理事長がこれを行う。	
第9章 会計	第9章 会計	
(通常経費) 第30条 本会の経費は会員の拠出する維持分担金で賄う。 2 各年度の総合収支尻から、次年度繰越金を減じた額を将来の設備投資に備えて定期預金として積立てる。	(通常経費) 第39条 本会の経費は会員の拠出する維持分担金で賄う。 2 各年度の総合収支尻から、次年度繰越金を減じた額を将来の設備投資に備えて定期預金として積立てる。	
(特別経費) 第31条 本会の設備の新設・更新・修復・改善等、通常経費をもってその支出にあてることができない場合には、総会の決議を経て設備投資積立金の取崩し、資金の借入れ、又は会員よりの臨時徴収をすることができる。 2 前項に定める設備投資積立金は、計画的に行う補修や災害時等に備えるための資金として委員会が定め、総会の決議を経て予算化する。	(特別経費) 第40条 本会の設備の新設・更新・修復・改善等、通常経費をもってその支出にあてることができない場合には、評議員会の決議を経て設備投資積立金の取崩し、資金の借入れ、又は会員よりの臨時徴収をすることができる。 2 前項に定める設備投資積立金は、計画的に行う補修や災害時等に備えるための資金として理事会で定め、評議員会の決議を経て予算化する。	10
(予算・決算) 第32条 委員長は委員会の承認を経て、前年度の決算及び当該年度の予算案を定期総会に提出し、承認を得なければならない。 2 当該年度の予算成立の日まで、前年度予算に準じて通常収入・経費を講じることができる。当該通常収入・経費は新たに成立した予算の収支とみなす。	(予算・決算) 第41条 理事長は理事会の承認を経て、前年度の決算及び当該年度の予算案を評議員会に提出し、承認を得なければならない。 2 当該年度の予算成立の日まで、前年度予算に準じて通常収入・経費を講じることができる。当該通常収入・経費は新たに成立した予算の収支とみなす。	
(会計年度) 第33条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	(会計年度) 第42条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	
第10章 個人情報保護	第10章 個人情報保護	
(基本姿勢) 第34条 個人情報は個人の人格尊重の理念のもと慎重に取り扱われるべきものであり、本会はその保有する個人情報の適正な取り扱いに努め、事業運営上も会員の権利・利益の保護に最善の注意を払っていくものとする。	(基本姿勢) 第43条 個人情報は個人の人格尊重の理念のもと慎重に取り扱われるべきものであり、本会はその保有する個人情報の適正な取り扱いに努め、事業運営上も会員の権利・利益の保護に最善の注意を払っていくものとする。	
第11章 環境保全	第11章 環境保全	
(基本姿勢) 第35条 水道水供給事業は水源から蛇口に至るまで一貫して環境と深い関わりがある。本会は事業運営とのバランスを勘案しつつ必要な環境対策を着実に推進していくものとする。	(基本姿勢) 第44条 水道水供給事業は水源から蛇口に至るまで一貫して環境と深い関わりがある。本会は事業運営とのバランスを勘案しつつ必要な環境対策を着実に推進していくものとする。	
第12章 リスク管理	第12章 リスク管理	
(基本姿勢) 第36条 本会は、その事業活動にかかわるリスクを常に体系的に把握し、リスクの分散・回避を適切に行うことにより、損害を予防しあるいは最小化しよう最善の努力をするものとする。	(基本姿勢) 第45条 本会は、その事業活動にかかわるリスクを常に体系的に把握し、リスクの分散・回避を適切に行うことにより、損害を予防しあるいは最小化しよう最善の努力をするものとする。	
第13章 補則	第13章 補則	
(表彰) 第37条 本会に功績のあった者に対し、総会の議を経て、これを表彰することができる。	(表彰) 第46条 本会に功績のあった者に対し、評議員会の議を経て、これを表彰することができる。	11
(細則) 第38条 次の事項は、委員会において定め、総会に報告する。 (1)水道使用の申込規程 (2)本会の維持分担金規程 (3)本会の会計規程 (4)名水会運営細則 (規約改正) 第39条 本規約は総会において出席会員(委任状を含む)の三分の二以上の賛成を得て改正することができる。	(細則) 第47条 次の事項は、理事会において定め、評議員会に報告する。 (1)水道使用の申込規程 (2)本会の維持分担金規程 (3)本会の会計規程 (4)名水会運営細則 (規約改正) 第48条 本規約は評議員会において出席評議員(委任状を含む)の三分の二以上の賛成を得て改正することができる。	
(施行期日) 第40条 本規約は昭和35年11月27日から施行する。	(施行期日) 第49条 本規約は昭和35年11月27日から施行する。	
	(附則) 1. 令和4年3月27日改正は、同年4月1日から施行する。 2. 前項の改正時の評議員及び役員は、改正後の第12条及び第23条第2項の規定にかかわらず、前項の改正を決議する総会で選任する。	12